

保護者等の社会通念上許容される範囲を超えた言動への対応方針

～学校と保護者・地域住民等とのより良い関係づくりのために～

令和8年9月
(令和8年10月1日適用)
府中町教育委員会教育長

1 趣旨

学校と保護者や地域住民等は、共に児童生徒の健やかな成長を支えるパートナーであり、相互の信頼関係を築き、連携・協働しながら教育活動の一層の充実を図っていくことが重要です。そのため、日頃から十分なコミュニケーションを図るとともに、学校に寄せられる意見や要望、相談等には、学校設置者や学校として誠実かつ真摯に向き合い、教育活動の充実・改善に生かしていく必要があります。

一方で、社会通念上許容される範囲を超えた不当な要求や威圧的な言動などは、教職員に過度な負担や心理的圧迫を与え、さらには児童生徒への教育活動に悪影響等を及ぼす恐れのある重大な問題です。

府中町教育委員会では、児童生徒の教育環境と教職員の勤務環境を守る観点から、教職員への社会通念上許容される範囲を超えた言動には、組織として毅然とした態度で対応するとともに、その発生の未然防止に取り組むこととし、「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）」に基づき、本方針を定めます。

2 「社会通念上許容される範囲を超えた言動」の定義

学校等※1において行われる保護者や地域住民等（以下「保護者等」という。）※2の言動であって、教職員※3が従事する業務の性質その他の事情に照らして社会通念上許容される範囲を超えたものにより、教職員の就業環境が害される※4ものをいいます。

- ※1「学校等」とは、教職員が業務を遂行する職場を指し、当該教職員が通常就業している学校以外の場所であっても、当該教職員が業務を遂行する場所については、これに含まれる。
- ※2「保護者等」とは、児童生徒の保護者・親族・知人などの児童生徒の関係者、及び地域住民等を指す。
- ※3「教職員」とは、校長、教頭、主幹教諭、教諭、助教諭、養護教諭、栄養教諭、講師等に加え、事務職員、学校栄養職員その他の学校の運営を支える全ての職員を含む。
- ※4「教職員の就業環境が害される」とは、当該言動により教職員が身体的又は精神的に苦痛を与えられ、教職員の就業環境が不快なものとなったため、能力の発揮に重大な悪影響が生じる等、当該教職員が就業する上で看過できない程度の支障が生じることを指す。

【社会通念上許容される範囲を超えた言動の例】

例としては、以下のものがありますが、様々な要素（言動の目的、当該言動が行われた経緯や状況、当該言動の態様・頻度・継続性、教職員の心身の状況、当該言動の行為者との関係性など）に着目し、総合的に判断します。

（１）言動の内容が社会通念上許容される範囲を超えるもの

- ①そもそも要求に理由がない又は学校における教育活動と全く関係のない要求
 - ・ 性的な要求をすること
 - ・ 教職員の家庭や私生活に関する要求をすること
- ②学校の教育活動及び学校運営の範囲を著しく超える対応を求めるもの
 - ・ 児童生徒の学校外での行動や公園での遊び方に対する監視を要求すること
 - ・ 明らかに学校の責務とは言えない要求をすること
- ③対応が著しく困難な又は対応が不可能な要求
 - ・ 修学旅行の費用について不合理な減額や免除を求めること
 - ・ クラス替えや担任の変更・退職を求めること

④相当性を欠く賠償要求

- ・ 学校における教育活動と無関係である不当な賠償請求をすること
- ・ 成績の低下を理由に賠償請求をすること

(2) 手段や態様が社会通念上許容される範囲を超えるもの

①身体的な攻撃（暴行、傷害等）

- ・ 殴る、蹴る、叩く等の暴行を行うこと
- ・ 物を投げつけること
- ・ わざとぶつかること
- ・ つばを吐きかけること

②精神的な攻撃（脅迫、中傷、名誉毀損、侮辱、暴言、土下座の強要等）

- ・ 教職員を脅迫すること
- ・ SNS等へ教職員のプライバシーに係る情報の投稿等を行うこと
- ・ 教職員を無断で撮影、録画、録音すること

③威圧的な言動

- ・ 大きな声をあげて教職員や周囲を威嚇・威圧すること
- ・ 声を荒らげ、執拗に責め立て、高圧的に自らの要求を主張すること

④継続的、執拗な言動

- ・ 何度も電話し要求を繰り返したり、家庭訪問を何度も要求したりすること
- ・ 同様の質問を執拗に繰り返し、文書等での回答を強要すること
- ・ 同様の電子メール等を執拗に繰り返し送りつけること
- ・ 勤務時間外や教職員の自宅を訪れての謝罪等を強要すること

⑤拘束的な言動

- ・ 長時間にわたる校内での居座りにより、教職員の業務を妨げること
- ・ 頻繁に長時間の電話を掛けて教職員を拘束すること
- ・ 校内施設からの不退去や不当な居座りを行うこと

3 「社会通念上許容される範囲を超えた言動」への対応

保護者等からの意見や要望、相談等には、それぞれの実情に配慮した上で、誠実かつ真摯に向き合い、丁寧に説明するなど適切に対応します。

その中で、教職員からの社会通念上許容される範囲を超えた言動に係る相談等には、組織的に取り組むこととし、迅速かつ正確に事実関係を確認するとともに、複数人での対応や担当者の変更、被害者のメンタルヘルス不調の相談など必要な措置を講じます。

また、児童生徒の教育環境に及ぶ影響等に十分留意した上で、暴行・傷害・脅迫などの犯罪に該当し得る言動については、警察への通報や弁護士への相談など法的な措置を講じます。

4 「社会通念上許容される範囲を超えた言動」への取組

- 本方針を府中町教育委員会のホームページに掲載するとともに、教職員や保護者等に周知します。
- 相談体制を整備し、教職員へ周知します。
- 研修等により、教職員の意識の啓発及び知識の向上を図るとともに、保護者等への対応力の向上を図ります。
- 事後において、当該言動の発生原因や背景要因等に応じ、対応の振り返りや改善を図るなど、再発防止策を講じます。
- 相談等を行った教職員のプライバシーの保護及び秘密の保護並びに相談をしたこと等を理由に不利益な取扱いを行わないことを徹底します。
- 教職員自身も、保護者等又は他の事業主が雇用する労働者に対する言動に必要な注意を払うよう周知します。